

洋上投票制度のご案内

洋上投票制度は、船員が船舶上でファクシミリ装置を用いて行う不在者投票制度です。最高裁判所裁判官国民審査法の改正により、洋上投票制度の対象に最高裁判所裁判官国民審査が加わりました。船員の皆さまにおかれましては、以下の留意事項を御確認の上、ぜひ御活用ください。

洋上投票の対象となる選挙等

洋上投票の対象となる選挙等は、**衆議院総選挙、参議院通常選挙、最高裁判所裁判官国民審査**です。

最高裁判所裁判官国民審査についても投票することができるようになりました！ (※)

最高裁判所裁判官国民審査法の改正により、以下の方法により投票の記載をし、衆議院総選挙・参議院通常選挙と同様に、FAXを用いて投票ができることとなりました。

投票送信用紙には、審査を受ける裁判官の氏名に対応した番号（告示番号）が印刷されています。

やめさせた方がよいと思う裁判官の番号に対応する欄には「×」を記載し、やめさせなくてもよいと思う裁判官の番号に対応する欄には何も記載せずに投票します。

※「最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律」（令和5年2月17日施行）

■投票記載部分のイメージ

					×を書く欄
			×		
				×	
15	4	3	2	1	裁判官の氏名の告示番号を示す順序

※ 裁判官の氏名と告示番号は、審査の告示日（衆院選の公示日）以降、中央選挙管理会や各選挙管理委員会のホームページや、船舶ファクシミリ放送等における送信情報でも確認することができます。また、航海期間中、船長は審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を知った場合には、直ちにこれを船員に知らせることとされています。

洋上投票の対象となる船員

洋上投票ができる船員（※1）は、選挙人で指定船舶等に乗って本邦以外の区域を航海する船員とされており、

本邦以外の区域を航海する指定船舶等に乗船する船員（※2）

実習を行うため航海する学生等

が対象となっております。

※1 洋上投票をするには、選挙人名簿に登録されている市区町村から**選挙人名簿登録証明書等の交付**を受けている必要があります。詳しくは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

※2 **外国を出航する指定船舶等に乗船する船員**については、適切に投票送信用紙等の交付手続きができる限り（代理人による場合、直ちに投票送信用紙等を船長に引き渡すことができる限り）、当該外国を出航する前までに申出をすることができます。

※ 詳しくは、総務省、最寄りの都道府県または洋上投票の事務を行う市区町村の選挙管理委員会（指定市区町村の選挙管理委員会）におたずねください。指定市区町村の選挙管理委員会は、総務省ホームページに一覧を掲載しています。

洋上投票の手続の流れ

① 不在者投票管理者（船長）
及び立会人がいる場合

② 不在者投票管理者（船長）
及び立会人がいない場合

選挙人名簿登録証明書（①②共通）

投票送信用紙（①②共通）

確認書（②のみ使用）

船長が指定市町村の選管に投票送信用紙等を請求
※選挙期日の公示後でも可能

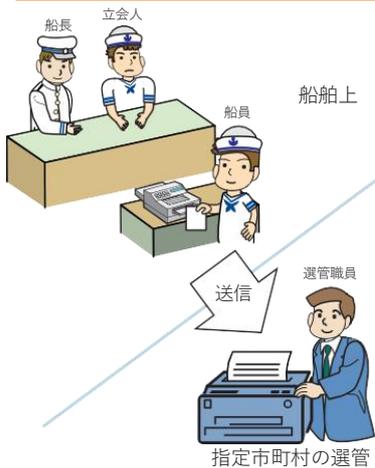
指定市町村の選管が船長に投票送信用紙等を交付

船長が投票送信用紙等を保管

選挙期日の公示後

船員が船長に投票送信用紙等を請求

船長が船員に投票送信用紙等を交付



船員が投票の記載をし、
ファクシミリ装置を用いて送信

船員が投票送信用紙を
切り離す
※ファクシミリ送信が正常に
完了したことを確認してから
切り離す

船員が投票記載部分を封筒に入れ、必要事項記載部分を
封筒に貼り付けて船長に提出

船長が指定市町村の選管に封筒を送致

指定市町村の選管が選挙人名簿登録地市町村の選管に封筒
を送致

船員が指定市町村の選管に投票送信用紙等を請求
※選挙人名簿登録証明書及び海員名簿の写し等を添付
※選挙期日の公示後でも可能

指定市町村の選管が船員に投票送信用紙等及び確認書を交付

船員が投票送信用紙等及び確認書を保管

投票に先立ち、船員が指定市町村の選管にファクシミリ装
置を用いて確認書を送信

指定市町村の選管が船員に確認書を受信した旨を連絡

選挙期日の公示後

船員が投票の記載をし、
ファクシミリ装置を用いて送信

船員が投票送信用紙を
切り離す
※ファクシミリ送信が正常に
完了したことを確認してから
切り離す

船員が投票記載部分を封筒に入れ、必要事項記載部分を
封筒に貼り付ける

船員が指定市町村の選管に封筒を送致

指定市町村の選管が選挙人名簿登録地市町村の選管に封筒
を送致

出 航

帰 港

※ファクシミリ装置を用いて送信した投票は、指定市町村の選管が選挙人名簿登録地市町村の選管に送致します。